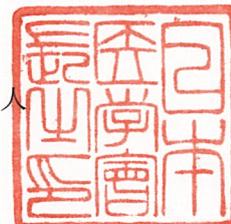


日本医学会分科会 理事長 会長 殿

日本医学会長  
門田守人



レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱の一部改正について（周知依頼）

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長より本職宛に「レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱の一部改正について」の周知依頼がありました。

依頼文によりますと、今般、実施要綱について改正し、令和3年4月1日から施行することですので、貴会会員に周知方よろしくお願ひ申し上げます。

なお、関連のURLは、下記の通りです。

通知類の名称	WEB サイト URL
「レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱の一部改正について」（令和3年2月1日付け薬機発第0201046号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知）	<a href="https://www.pmda.go.jp/files/000238981.pdf">https://www.pmda.go.jp/files/000238981.pdf</a>
「レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱」（令和3年2月1日改正、令和3年4月1日施行）	<a href="https://www.pmda.go.jp/files/000238965.pdf">https://www.pmda.go.jp/files/000238965.pdf</a>

なお、詳細は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）審査マネジメント部イノベーション実用化支援・戦略相談課：吉岡氏 電話：03-3506-9562 にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会 電話：03-3946-2121（内4260）  
（担当 高橋）

薬機発第 0201046 号

令和 3 年 2 月 1 日

日本医学会会長 殿

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

理事長 藤原 康弘

( 公 印 省 略 )

レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱の  
一部改正について

平素より、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査等業務に対し、ご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

当機構が行うレギュラトリーサイエンス戦略相談については、「医薬品・医療機器薬事戦略相談事業の実施について」（平成 23 年 6 月 30 日薬機発第 0630007 号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知）により定めておりますが、「複数日にわたる再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談の取扱いについて」（令和 2 年 8 月 3 日薬機審長発第 0803002 号独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査センター長通知）（以下「センター長通知」という。）において、同相談における 1 相談の範囲の考え方等を整理することとし、それまでの間は、別に定める要件を満たすベンチャー企業に該当しない企業にあっても、複数日にわたって相談を実施する場合の相談手数料は 1 相談分の手数料額とする改正前の運用としてきたところです。

今般、上記考え方等の整理を踏まえ、同実施要綱を下記のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行いたしますので、貴管下関係者に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本通知の適用に伴い、令和 3 年 4 月 1 日をもってセンター長通知を廃止します。

記

- 「再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談」の相談手数料について、別に定める要件を満たすベンチャー企業に該当しない

企業は、相談3回までは1相談分の手数料額とします。

- 別に定める要件を満たすベンチャー企業に該当しない企業の4回目以降の相談として「再生医療等製品等の品質及び安全性に係る追加相談」を新設します。
- その他、所要の記載整備を行います。

以 上

薬機発第 0201046 号  
令和 3 年 2 月 1 日

別 記 殿

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
理事長 藤 原 康 弘  
( 公 印 省 略 )

レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱の  
一部改正について

平素より、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査等業務に対し、ご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

当機構が行うレギュラトリーサイエンス戦略相談については、「医薬品・医療機器薬事戦略相談事業の実施について」（平成 23 年 6 月 30 日薬機発第 0630007 号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知）により定めておりますが、「複数日におたる再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談の取扱いについて」（令和 2 年 8 月 3 日薬機審長発第 0803002 号独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査センター長通知）（以下「センター長通知」という。）において、同相談における 1 相談の範囲の考え方等を整理することとし、それまでの間は、別に定める要件を満たすベンチャー企業に該当しない企業にあっても、複数日におたつて相談を実施する場合の相談手数料は 1 相談分の手数料額とする改正前の運用としてきたところです。

今般、上記考え方等の整理を踏まえ、同実施要綱を下記のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行いたしますので、貴管下関係者に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本通知の適用に伴い、令和 3 年 4 月 1 日をもってセンター長通知を廃止します。

記

- 「再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談」の相談手数料について、別に定める要件を満たすベンチャー企業に該当しない企業は、相談 3 回までは 1 相談分の手数料額とします。

- 別に定める要件を満たすベンチャー企業に該当しない企業の4回目以降の相談として「再生医療等製品等の品質及び安全性に係る追加相談」を新設します。
- その他、所要の記載整備を行います。

以 上

別 記

日本バイオテック協議会会長

日本製薬団体連合会会長

日本製薬工業協会会長

公益社団法人東京医薬品工業協会会長

関西医薬品協会会長

米国研究製薬工業協会技術委員会委員長

欧州製薬団体連合会技術委員会委員長

在日米国商工会議所製薬小委員会委員長

日本漢方生薬製剤協会会長

日本医薬品原薬工業会会長

日本医薬品添加剤協会会長

一般社団法人日本医療機器産業連合会会長

一般社団法人米国医療機器・IVD工業会会長

欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会委員長

一般社団法人日本臨床検査薬協会会長

一般社団法人日本血液製剤協会理事長

一般社団法人日本ワクチン産業協会理事長

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構理事長

一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム会長

一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会会長

公益社団法人日本医師会会長

公益社団法人日本医師会治験促進センター長

一般社団法人日本病院会会長

公益社団法人全日本病院協会会長

一般社団法人日本医療法人協会会長

公益社団法人日本精神科病院協会会長

公益社団法人日本歯科医師会会長

公益社団法人日本薬剤師会会長

一般社団法人日本病院薬剤師会会長

日本医学会会長

日本歯科医学会会長  
公益社団法人日本薬学会会頭  
公益社団法人日本獣医学会理事長  
一般社団法人日本再生医療学会理事長  
日本癌学会理事長  
公益社団法人日本臨床腫瘍学会理事長  
一般社団法人日本細胞生物学会会長  
公益社団法人日本化学会会長  
公益社団法人日本生体医工学会理事長  
一般社団法人日本医療機器学会理事長  
公益社団法人日本工学会会長

一般社団法人国立大学協会会長  
一般社団法人公立大学協会会長  
日本私立大学協会会長

日本学術会議会長  
内閣官房健康・医療戦略室長  
文部科学省研究振興局長  
厚生労働省医政局長  
厚生労働省医薬・生活衛生局長  
経済産業省商務情報政策局長  
国立医薬品食品衛生研究所長  
国立感染症研究所長

独立行政法人日本学術振興会理事長  
国立研究開発法人科学技術振興機構理事長  
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長  
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長  
国立研究開発法人日本医療研究開発機構理事長

各都道府県薬務主管部長

## レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>1. (略)</p> <p>2. 相談区分とその対象範囲</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談</p> <p>①再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談</p> <p>開発初期段階から治験計画の届出を行う前までの再生医療等製品又はヒトの体内で導入遺伝子を発現させることを意図した製品であって、予防を目的とするもの(ただし、再生医療等製品に該当するものを除く。例：遺伝子組換え生ワクチン)への指導・助言を行います。</p> <p>なお、当該製品に係る治験プロトコール等品質及び安全性以外に係る相談を併せて希望する場合は、上記(1)のうち、当該製品が該当する相談区分において相談を行います。</p> <p><u>また、再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談については、同一の相談申込者による同一の品目を対象とするものであって、治験計画の届出を行う前に当該製品の品質及び安全性に係る十分な確認を行うために必要な範囲で、複数日にわたって相談を行うことがあります。</u></p> <p><u>この場合、大学・研究機関又は別に定める要件(独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書実施細則の別表に規定する「別に定める要件」をいう。以下同じ。)を満たすベンチャー企業は、相談手数料は1相談分の手数料額となります。別に定める要件を満たすベンチャー企業に該当しない企業は、複数日にわたって相談する場合、相談手数料は相談3回までは1相談分の手数料額となります。4回目以降の相談は、②再生医療等製品等の品質及び安全性に係る追加相談を申し込んでください。</u></p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 相談区分とその対象範囲</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談</p> <p>開発初期段階から治験計画の届出を行う前までの再生医療等製品又はヒトの体内で導入遺伝子を発現させることを意図した製品であって予防を目的とするもの(ただし、再生医療等製品に該当するものを除く。例：遺伝子組換え生ワクチン)及びこれらの原材料等の品質及び安全性に係る案件の相談(細胞、培地等の原薬等登録原簿(マスターファイル)への登録に向けた相談を含む)への指導・助言を行います。</p> <p>なお、当該製品に係る治験プロトコール等品質及び安全性以外に係る相談を併せて希望する場合は、上記(1)のうち、当該製品が該当する相談区分において相談を行います。</p>

1回の範囲で相談できる内容は、原則、品質又は安全性どちらかのみの内容となります。品質及び安全性に係る内容でそれぞれ1回以上相談してください。

②再生医療等製品等の品質及び安全性に係る追加相談  
再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談を行った上で、同一の相談申込者による同一の品目を対象とするものであって、治験計画の届出を行う前に当該製品の品質及び安全性に係る十分な確認を行うために必要な範囲で、品質及び安全性に係る案件への指導・助言を行います。

本相談は、別に定める要件を満たすベンチャー企業に該当しない企業が、①再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談を3回行った後、さらに4回目以降の相談を行う場合の相談区分となります。

(3) (略)

3.・4. (略)

(新設)

(3) (略)

3.・4. (略)

5. 対面助言

- (1) (略)  
 (2) 対面助言の日程調整依頼  
 (中略)

(略)  
 (受付時期)

医薬品戦略相談	通常、相談を実施する月の2ヶ月前の月の第1勤務日（年末年始等は変わる場合がありますので機構ホームページをご確認ください） なお、何れの方法による提出の場合も上記の日に必着のこと。
医療機器戦略相談	
再生医療等製品戦略相談	
再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談	随時
再生医療等製品等の品質及び安全性に係る追加相談	
開発計画等戦略相談	

(略)

(3) 相談手数料等とその低額要件適用に係る申請

1) 相談手数料とその低額要件

相談手数料は、以下のとおりです。なお、再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談については、同一の相談申込者による同一の品目を対象とするものであって、治験計画の届出を行う前に当該製品の品質及び安全性に係る十分な確認を行う

5. 対面助言

- (1) (略)  
 (2) 対面助言の日程調整依頼  
 (中略)

(略)  
 (受付時期)

医薬品戦略相談	通常、相談を実施する月の2ヶ月前の月の第1勤務日（年末年始等は変わる場合がありますので機構ホームページをご確認ください） なお、何れの方法による提出の場合も上記の日に必着のこと。
医療機器戦略相談	
再生医療等製品戦略相談	
再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談	随時
(新設)	
開発計画等戦略相談	

(略)

(3) 相談手数料等とその低額要件適用に係る申請

1) 相談手数料とその低額要件

相談手数料は、以下のとおりです。なお、再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談については、同一の品目を対象とするものであって、治験計画の届出を行う前に当該製品の品質及び安全性に係る十分な確認を行うために必要な範囲で、複数

ために必要な範囲で、複数日にわたって相談を行うことがあります（相談の実施ごとに対面助言日程調整依頼書の提出が必要です。）。

この場合、大学・研究機関又は別に定める要件を満たすベンチャー企業に該当する場合、相談手数料は1相談分の手数料額となります。

別に定める要件を満たすベンチャー企業に該当しない企業にあつては、複数日にわたって相談する場合、相談手数料は相談3回までは1相談分の手数料額となります。4回目以降の相談は、再生医療等製品等の品質及び安全性に係る追加相談による手数料額となります。

ただし、再生医療等製品等に関する相談のうち、治験プロトコル等品質及び安全性以外に係る相談を併せて相談する場合には、相談区分に応じた手数料を別途納付いただくことになります。この場合、品質及び安全性に係る相談に引き続き治験プロトコル等に係る相談を行うことは可能です。

(相談手数料表)

相談の区分	手数料額（1相談当たり <sup>*1</sup> ）	別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業に該当する場合の手数料額（1相談当たり <sup>*1</sup> ）
医薬品戦略相談	1,541,600円	154,100円
医療機器戦略相談 <sup>*2</sup>	874,000円	87,400円
再生医療等製品戦略相談	874,000円	87,400円

日にわたって相談を行うことがあります（相談の実施ごとに対面助言申込書の提出が必要です。）。

この場合、大学・研究機関又は別に定める要件を満たすベンチャー企業に該当する場合に限り、相談手数料は1相談分の手数料額となります（別に定める要件を満たすベンチャー企業に該当しない企業にあつては、相談の実施ごとに手数料の納付が必要です。）。ただし、再生医療等製品等に関する相談のうち、治験プロトコル等品質及び安全性以外に係る相談を併せて相談する場合には、相談区分に応じた手数料を別途納付いただくことになります。この場合、品質及び安全性に係る相談に引き続き治験プロトコル等に係る相談を行うことは可能です。

(相談手数料表)

相談の区分	手数料額（1相談当たり <sup>*1</sup> ）	別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業に該当する場合の手数料額（1相談当たり <sup>*1</sup> ）
医薬品戦略相談	1,541,600円	154,100円
医療機器戦略相談 <sup>*2</sup>	874,000円	87,400円
再生医療等製品戦略相談	874,000円	87,400円

再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談	1,541,600 円	154,100 円
再生医療等製品等の品質及び安全性に係る追加相談	496,800 円	
開発計画等戦略相談	73,600 円	

※1：対面助言の1相談当たりの相談時間は2時間程度。ただし、開発計画等戦略相談は30分程度とします。

※2：体外診断用医薬品は、医療機器戦略相談の手数料を適用。  
(以下略)

(4)・(5) (略)

(6) 対面助言の資料の提出

対面助言の資料(電子媒体)については、以下のとおり、持参又は郵送により審査マネジメント部審査マネジメント課宛てに提出してください。

ただし、開発計画等戦略相談は、資料の提出は必要ありませんが、質問内容に関して機構担当者から事前に照会する場合があります。

①資料の種類

CD又はDVDにて電子ファイルを提出してください。

なお、必要に応じて、別途紙に印刷した資料の提出をお願いすることがあります。

②資料の提出期限

原則として下記日時までに提出してください。なお、提出された電子媒体は、原則として機構において廃棄します。

再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談	1,541,600 円	154,100 円
(新設)		
開発計画等戦略相談	73,600 円	

※1：対面助言の1相談当たりの相談時間は2時間程度。ただし、開発計画等戦略相談は30分程度とします。

※2：体外診断用医薬品は、医療機器戦略相談の手数料を適用。  
(以下略)

(4)・(5) (略)

(6) 対面助言の資料の提出

対面助言の資料(電子媒体)については、以下のとおり、持参又は郵送により審査マネジメント部審査マネジメント課宛てに提出してください。

ただし、開発計画等戦略相談は、資料の提出は必要ありませんが、質問内容に関して機構担当者から事前に照会する場合があります。

①資料の種類

CD又はDVDにて電子ファイルを提出してください。

なお、必要に応じて、別途紙に印刷した資料の提出をお願いすることがあります。

②資料の提出期限

原則として下記日時までに提出してください。なお、提出された電子媒体は、原則として機構において廃棄します。

医薬品戦略相談	対面助言予定日の5週間前の週の第1勤務日午後3時まで(必着)
再生医療等製品戦略相談	
再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談	
再生医療等製品等の品質及び安全性に係る追加相談	
医療機器戦略相談	対面助言予定日の3週間前の週の第1勤務日午後3時まで(必着)

※ただし、年末年始等が含まれる場合には、期限を上記より早い機構が指定する日とします(年間予定は、機構ウェブサイトの「対面助言実施予定(RS戦略相談)」を参照してください)。

(7) 対面助言の資料の提出

対面助言の資料に盛り込む内容

開発コンセプトを含め、事前面談において機構の担当者が推奨した資料のまとめ方に従って作成してください。また、平成24年3月2日薬機発第0302070号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施要綱等について」の(別添1)の「8. 対面助言の資料に盛り込む内容」、(別添8)の「8. 相談資料に盛り込む内容」又は(別添13)の「3. 各相談において必要な資料について」のうち、相談内容に該当する項等も参考に資料を作成してください。

再生医療等製品の開発に当たって、相談時に添付する資料の内容については、相談内容に応じて以下の機構ホームページも参考のうえ、資料を作成してください。

・再生医療等製品

<https://www.pmda.go.jp/review-services/drug->

医薬品戦略相談	対面助言予定日の5週間前の週の第1勤務日午後3時まで(必着)
再生医療等製品戦略相談	
再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談	
(新設)	
医療機器戦略相談	対面助言予定日の3週間前の週の第1勤務日午後3時まで(必着)

※ただし、年末年始等が含まれる場合には、期限を上記より早い機構が指定する日とします(年間予定は、機構ウェブサイトの「対面助言実施予定(RS戦略相談)」を参照してください)。

(7) 対面助言の資料の提出

対面助言の資料に盛り込む内容

開発コンセプトを含め、事前面談において機構の担当者が推奨した資料のまとめ方に従って作成してください。また、平成24年3月2日薬機発第0302070号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施要綱等について」の(別添1)の「8. 対面助言の資料に盛り込む内容」、(別添8)の「8. 相談資料に盛り込む内容」又は(別添13)の「3. 各相談において必要な資料について」のうち、相談内容に該当する項等も参考に資料を作成してください。

再生医療等製品の開発に当たって、相談時に添付する資料の内容については、相談内容に応じて以下も参考のうえ、資料を作成してください。

・「ヒト(自己)由来細胞・組織加工医薬品等の品質及び安全性の確保に関する指針」(平成20年2月8日薬食発第0208003

[reviews/about-reviews/ctp/0007.html](https://www.pmda.go.jp/review-services/drug-reviews/about-reviews/ctp/0007.html)

・遺伝子治療関連情報

<https://www.pmda.go.jp/review-services/drug-reviews/about-reviews/ctp/0006.html>

・カルタヘナ法に係る申請

<https://www.pmda.go.jp/review-services/drug-reviews/cartagena-act/0003.html>

(8)・(9) (略)

6. (略)

7. 対面助言の取下げ、日程変更

(1)～(4) (略)

(5)別に定める要件を満たすベンチャー企業に該当しない企業が再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談を複数日にわたって行う場合において、対面助言の資料の提出日以降、その実施日までに、申込者の都合で取下げを行った場合には、1回分の相談を実施したものとみなします。

8. その他

(1) R S戦略相談を実施する上で知り得た相談事項に係る情報について、相談者の同意を得ずに公表することはありません。

(2) 機構が対面助言を適正かつ円滑に実施する上で必要と判断した場合には、相談者の研究室、製造設備等を訪問する場合があります。

号厚生労働省医薬食品局長通知「ヒト（自己）由来細胞や組織を加工した医薬品又は医療機器の品質及び安全性の確保について」の別添)

・「ヒト（同種）由来細胞・組織加工医薬品等の品質及び安全性の確保に関する指針」(平成20年9月12日薬食発第0912006号厚生労働省医薬食品局長通知「ヒト（同種）由来細胞や組織を加工した医薬品又は医療機器の品質及び安全性の確保について」の別添)

・「遺伝子治療用医薬品の品質及び安全性の確保について」(平成25年7月1日薬食審査発0701第4号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)

・本要綱の別紙2「遺伝子治療用医薬品の品質及び安全性に係る相談を行う場合の資料に含めるべき内容について」

(8)・(9) (略)

6. (略)

7. 対面助言の取下げ、日程変更

(1)～(4) (略)

(5) (新設)

8. その他

(1) R S戦略相談を実施する上で知り得た相談事項に係る情報について、相談者の同意を得ずに公表することはありません。

(2) 機構が対面助言を適正かつ円滑に実施する上で必要と判断した場合には、相談者の研究室、製造設備等を訪問する場合があります。

附 則（令和3年2月1日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月13日）

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(別紙2)</u></p> <p><u>遺伝子治療用医薬品の品質及び安全性に係る相談を行う場合の資料に含めるべき内容について</u></p> <p><u>I 起原又は発見の経緯及び外国における使用状況について</u></p> <p><u>1 開発の経緯、特徴及び有用性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>対象疾患及び現在の治療法の概略、どのような理論的根拠又は経緯で遺伝子治療(遺伝子導入)により治療可能であると考えるに至ったか記載する。</u></li> <li>・ <u>類似の製品を用いた人への臨床研究が既に行われている場合には、その概要、成果及び本製品との関係を記載する。</u></li> <li>・ <u>遺伝子導入方法の概略を記載する。ウイルスベクターを使うのか、ウイルスベクター以外の方法で行うのか、遺伝子導入を体外で行う(ex vivo 法)のか、体内で行う(in vivo 法)のか、投与経路、投与方法等の概要を明らかにするとともに、当該導入法を選択した理由について記載する。</u></li> <li>・ <u>投与される遺伝子治療用医薬品の構造、製法、性質等製品の概要を記載する。</u></li> </ul> <p><u>2 名称、特許及び申請内容</u></p> <p><u>3 外国における申請状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>外国における申請状況及び臨床使用状況(承認及び治験の別)について記載する。</u></li> </ul> <p><u>4 特徴及び有用性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>基礎試験成績からみた特徴及び有用性の要約等について記載する。</u></li> </ul> <p><u>II 製造方法について</u></p> <p><u>1 遺伝子導入法で区分した各々の製造について</u></p> <p><u>(1) ウイルスベクターを用いて遺伝子を導入する場合</u></p>
--------------------	--

① 当該遺伝子導入法を選択した理由及びその特徴

- ・ ウイルス及びヘルパー又はパッケージング細胞の選択根拠を、ウイルスベクターやヘルパーの構造を含めて記載する。
- ・ ウイルスベクターの作製方法に特徴がある場合はその理由を記載する。
- ・ 増殖性ウイルスが出現しないように設計されている場合には、その理論的根拠を明らかにする。

② 野生型ウイルスの生物学的特徴及び人に対する影響

- ・ ウイルスベクターの元になる野生型ウイルスの名称、由来、構造、生活環、宿主域、病原性、細胞傷害性、物理化学的安定性等についての知見を記載する。特に人に対する病原性又は細胞傷害性が知られている場合には、その詳細な資料を添付する。

③ 導入 DNA 又は RNA

(i) 作製方法

- ・ 人に導入される DNA 又は RNA(ウイルス粒子内にパッケージされている DNA 又は RNA)の構成成分(目的遺伝子、プロモータ、エンハンサー等の調節塩基配列、複製単位、選択遺伝子及びその他のコンストラクトを形成する塩基配列部分)すべてについてその由来(起原及び入手方法)を明らかにする。目的遺伝子については、構築手順、増幅法及び精製法を詳細に記載する。その他の核酸塩基配列で、その構築、増幅及び精製について特記することがあれば明らかにする。
- ・ ウイルスベクターを作製するために用いるプラスミドの由来(起原及び入手方法)、構成成分、構築手順、増幅法及び精製法を明らかにする。
- ・ 目的遺伝子が合成遺伝子の場合も、対応する遺伝子

がある場合は、その由来について同様に記載する。天然には存在しない合成遺伝子が導入される場合は、その塩基配列の意味について記載する。

- ウイルスベクターを作製するために用いるプラスミドを含めて、ウイルスベクターの構築手順、増幅法及び精製法を詳細に記述する。パッケージング細胞を用いる場合には、その作製手順、選択・同定方法及び種細胞株を確立するまでの単離純化方法についても記載する。

(ii) 構造分析

- 人に導入される DNA 又は RNA の塩基配列を明らかにする。目的遺伝子及びフランキング領域(目的産物をコードする翻訳配列の 5' 及び 3' 両端に隣接する非翻訳領域であり、翻訳配列の転写、翻訳及び安定性に重要な影響を及ぼす領域を示す。これらの領域には、プロモーター、エンハンサー、スプライシング配列等を含むが、複製開始点及び抗生物質耐性遺伝子は含まない)については配列分析を行う。その他の塩基配列のうち、既知のものについては文献等を引用して情報提供する。未知のものについては配列分析を行う。配列分析はバリデーションされた方法により行い、その方法も記載する。制限酵素切断地図及び構成成分(目的遺伝子、調節塩基配列、複製単位、選択遺伝子、その他のコンストラクトを形成する塩基配列部分等)の配置図を記載する。
- 目的遺伝子と自然界に存在する遺伝子との構造及び塩基配列の比較(cDNA か染色体 DNA か、置換、付加、欠失等の変異の有無、相同性等)を記載する。
- 人に導入される DNA 又は RNA に含まれるすべての翻

訳可能領域を明らかにする。また、生理活性を持つ可能性のある塩基配列についても記載する。

(iii) 性質

- 導入遺伝子の発現機構について記載する。遺伝子の発現が何らかの調節を受けるように設計されている場合には、その調節機構及びその実験的根拠を記載する。
- 人に導入された DNA 又は RNA は染色体に組み込まれるか、またはエピソームとして存在するか、前者の場合には、部位特異的か非特異的か、後者の場合には染色体外複製を伴うのかについて記載する。
- 導入遺伝子の発現は一過性のものか、持続性のものかを、理論的又は実験的根拠に基づいて記載する。

(iv) 導入遺伝子からの生成物の構造及び生物活性

- 導入遺伝子からの全発現産物の構造(リボザイムのようなもの場合にはその塩基配列)及び生物活性について記載する。特に、人に対する影響が知られている場合には詳細な資料を添付する。

④ その他の DNA の作製方法、構造及び性質

- ヘルパー及びウイルスベクターを作製するために用いたプラスミド以外で遺伝子治療用医薬品の製造過程において使用する DNA がある場合には、その由来、作製方法、構造、性質等について記載する。

⑤ パッケージングに用いる細胞の培養方法、生物学的特徴及び人に対する影響

- パッケージング細胞を使用する場合には、パッケージングに用いる細胞の名称、由来、病原性、増殖性、成長因子依存性、フェノタイプ、腫瘍形成能、安定性等についての知見を記載する。
- 細胞の培養方法について記載する。

⑥ パッケージング細胞の培養方法、生物学的特徴及び人に対する影響

- ・ パッケージング細胞を使用する場合には、その名称、作製方法、増殖性ウイルス出現の可能性、病原性、増殖性、成長因子依存性、フェノタイプ、腫瘍形成能、安定性等についての知見を記載する。元の細胞の性質が変化した点も含め詳細な資料を添付する。
- ・ 細胞の培養方法について記載する。

⑦ ウイルスベクター産生細胞の人に対する影響

- ・ 特にウイルスベクター産生細胞を人に移植する場合であって、人に対する病原性又は細胞傷害性が知られている場合には、その詳細な資料を添付する。

⑧ ウイルスベクターの粒子構造上の特徴

- ・ 野生型ウイルス粒子との構造上の相違点があれば記載する。

⑨ ウイルスベクターの生物学的特徴

- ・ ウイルスベクターにより、どのような細胞に遺伝子導入が行えるか、種特異性・組織特異性があるか、静止期の細胞への遺伝子導入は可能かなどについて記載する。遺伝子の導入効率及び導入遺伝子の発現効率について記載する。導入遺伝子の細胞内での存在様式、安定性について記載する。なお、染色体内に組み込まれる場合には、その位置が特定されているか不特定かを明らかにする。

⑩ ウイルスベクターの製造方法

- ・ ウイルスベクターの製造方法について前記各項における記述をもとに記載する。また、その精製法について記載する。実用化のためスケールアップ等の措置を講じた場合は、適切なバリデーションデータを示し、その内容を記載する。パッケージング細胞を使用する場合には、

その作製手順、選択・同定方法及び種細胞株を確立するまでの単離純化方法、MCB及びWCBの調製・保存方法、管理法、更新法、特徴及びパッケージング細胞に挿入されたDNA又はRNAの安定性についても記載する。さらに、培養期間中を通じて、またロット間で細胞フェノタイプ等が変化していないことの確認試験方法及び試験結果を記載する。

- ・ 増殖性ウイルスを含めて品質管理に必要な安全試験の試験時期、試験方法及び試験結果を記載する。

⑪ セルバンクシステム

- ・ ウイルスベクター、目的遺伝子、ウイルスベクターを製造するために用いたプラスミド、ウイルスの製造、パッケージングに用いる細胞、パッケージング細胞及びウイルスベクター産生細胞にセルバンクシステムを使用する場合には、その調製方法、保存方法、管理方法、更新法等について、各物質の製造、各細胞の項で詳細に記載する。パッケージングに用いる細胞やパッケージング細胞では凍結及び解凍手順、解凍後及び培養後の確認試験並びに凍結有効期間についても記載する。

(2) 非ウイルスベクターを用いて遺伝子を導入する場合

① 遺伝子導入方法の理論的根拠及び実験的根拠

- ・ 当該遺伝子導入法の理論的根拠及び実験的根拠について記載する。この際、非ウイルスベクターの構造上の特徴を含めて説明する。

② 導入DNA又はRNA

(i) 作製方法

- ・ 人に導入されるDNA又はRNA(非ウイルスベクター内に包含されているDNA又はRNA)の構成成分(目的遺伝子、プロモータ、エンハンサー等の調節塩基配列、複

製単位、選択遺伝子及びその他のコンストラクトを形成する塩基配列部分)すべてについてその由来(起原及び入手方法)を明らかにする。目的遺伝子については、構築手順、増幅法及び精製法を詳細に記載する。その他の核酸塩基配列で、その構築、増幅及び精製について特記することがあれば明らかにする。

- 目的遺伝子が合成遺伝子の場合も、対応する遺伝子がある場合は、その由来について同様に記載する。天然には存在しない合成遺伝子が導入される場合は、その塩基配列の意味について記載する。
- 人に導入される DNA 又は RNA の構築手順、増幅法及び精製法を詳細に記載する。
- 人に導入される DNA 又は RNA 及び目的遺伝子の製造にセルバンクシステムを使用する場合には、その調製方法、保存方法、管理方法、更新法等についても詳細に記載する。

(ii) 構造分析

- Ⅱの1の(1)の③の(ii)に同じ。

(iii) 性質

- Ⅱの1の(1)の③の(iii)に同じ。

(iv) 導入遺伝子からの生成物の構造及び生物活性

- Ⅱの1の(1)の③の(iv)に同じ。

③ その他の DNA の製造方法、構造及び性質

- 人に導入される DNA 又は RNA 以外で遺伝子治療用医薬品の製造過程において使用する DNA がある場合は、その由来、作製方法、構造、性質等について記載する。DNA の製造にセルバンクシステムを使用する場合には、その調製方法、保存方法、管理方法、更新法等について詳細に記載する。

④ 非ウイルスベクターの製造方法

- ・ 非ウイルスベクターの製造手順、精製法及び管理法について記載する。
- ・ ベクターのすべての各構成成分(タンパク質、糖質、脂質等)について、由来、調製法、精製法、品質等を詳細に記載する。
- ・ タンパク質、糖質、脂質等生物起原由来の材料を使用する場合には、感染性微生物による汚染の可能性を否定しておくこと。

⑤ 非ウイルスベクターの構造又は組成分析

- ・ ベクターの構造又は組成について記載する。
- ・ ベクターの各構成成分(タンパク質、糖質、脂質等)について、ベクター製造前後の構造又は組成を明らかにしておく。各構成成分につきロット更新を行う場合には、ロット間の恒常性を明らかにする。例えば、組換えタンパク質やモノクローナル抗体が構成成分の一部である場合には目的タンパク質生産用の種細胞株の樹立、セルバンクの調製方法、保存方法、管理方法、更新法、生産のための細胞培養方法、目的タンパク質の精製法、構造・組成解析、特性解析、規格及び試験方法並びに保存安定性に関する資料が必要である。
- ・ ベクターの各構成成分について医薬品としての使用実績があれば記載する。

⑥ 非ウイルスベクターの生物学的特徴

- ・ 当該ベクターにより、どのような細胞に遺伝子導入が行えるか、種特異性
- ・ 組織特異性があるか、静止期の細胞への遺伝子導入は可能かなどについて記載する。遺伝子の導入効率及び導入遺伝子の発現効率について記載する。導入遺伝子の細

胞内での存在様式、安定性について記載する。なお、染色体内に組み込まれる場合には、その位置が特定されているか不特定かを明らかにする。

(3) 直接 DNA 又は RNA を導入する場合

① 遺伝子導入方法の理論的根拠

- ・ 当該遺伝子導入法の理論的根拠について記載する。

② 導入 DNA 又は RNA

(i) 作製方法

- ・ Ⅱの1の(2)の②の(i)に同じ。

(ii) 構造分析

- ・ Ⅱの1の(1)の③の(ii)に同じ。

(iii) 性質

- ・ Ⅱの1の(1)の③の(iii)に同じ。

(iv) 導入遺伝子からの生成物の構造及び生物活性

- ・ Ⅱの1の(1)の③の(iv)に同じ。

③ 遺伝子導入操作

- ・ 実際の導入手順、使用する試薬、機器等について記載する。

④ 当該導入法の生物学的特徴

- ・ 当該導入法により、どのような細胞に遺伝子導入が行えるか、種特異性・組織特異性があるか、静止期の細胞への遺伝子導入は可能かなどについて記載する。遺伝子の導入効率及び導入遺伝子の発現効率について記載する。導入遺伝子の細胞内での存在様式、安定性について記載する。なお、染色体内に組み込まれる場合には、その位置が特定されているか不特定かを明らかにする。

2 投与方法による区分について

(1) ex vivo 法の場合

① 標的細胞

・ 標的細胞の由来(どの組織に属するものか、患者自身、他人又は異種由来のものか)及び生物学的特徴について記載する。また、その他の細胞に遺伝子導入する場合と比較して、有利な点及び不利な点について記載し、当該細胞を標的細胞として選択した理由を記載する。

② 細胞供与者の選択基準

・ 患者自身以外の細胞を標的細胞とする場合、HIV-1、HIV-2、B型及びC型肝炎ウイルス、HTLV-1等のウイルス並びに他の感染性微生物による汚染を否定しておくこと。また、供与者の年齢、性、血清学的データ及び病歴を明らかにしておくこと。さらに、供与者の選択基準及びその理由を記載する。複数の供与者からの混合細胞は使用すべきでない。

・ 他人を細胞供与者とする場合には、組織適合型抗原のタイプを記載する。

・ 異種を細胞供与者とする場合には、その起原、遺伝的性質、飼育管理状況及び健康状態について記載する。ウイルス及び他の感染性微生物による汚染を否定しておくこと。

・ セルバンク使用の場合には、起原及び由来、バンクの調製方法、保存方法、管理方法、更新法、凍結及び解凍手順、解凍後及び培養後の確認試験、ウイルス及び他の感染性微生物による汚染の否定、細胞生存率等の受け入れ基準についても記載する。

③ 細胞培養

・ 細胞採取方法、採取量、回数、間隔、培養方法、細胞確認、遺伝子導入方法、導入遺伝子の安定性、産生物の量、化学的及び生物学的性質の確認、成長因子依存性並びに培養期間について、試薬及び機器を含め記載する。試薬

及び機器に関しては、外来性微生物汚染の混入防止のために講じた対策及び処置についても記載する。

- ・ 放射線照射等の処理を行う場合、時期及び方法を記載する。
- ・ 凍結法、凍結有効期間及び解凍後の確認法について記載する。
- ・ 培養期間中を通じて、またロット間で細胞フェノタイプの望ましくない変化が生じないことの確認試験方法及び試験結果を記載する。

#### ④ 遺伝子導入細胞

- ・ 遺伝子が導入された細胞を患者に戻すに当たって行う操作を記載し、試薬等の残留量確認試験方法及び試験結果を記載する。
- ・ 無菌性試験、マイコプラズマ否定試験、増殖性ウイルス否定試験及びエンドトキシン否定試験について、方法、スケジュール及び結果を記載する。

#### ⑤ 投与方法

- ・ 遺伝子が導入された細胞を患者に投与方法、投与回数、間隔等について具体的に記載する。

### (2) in vivo 法の場合

#### ① 標的細胞

- ・ 標的細胞の生物学的特徴について記載する。特に、標的細胞が目的遺伝子を欠損している場合には、それによってもたらされる特徴を詳細に述べる。また、その他の細胞に遺伝子導入する場合と比較して、有利な点及び不利な点について記載し、当該細胞を標的細胞として選択した理由を記載する。

#### ② 投与方法

- ・ 遺伝子導入の方法、投与量、投与回数、間隔等につい

て具体的に記載する。

③ 標的細胞以外(特に生殖細胞系列)への遺伝子導入の可能性

- ・ 標的細胞以外の細胞、特に、生殖細胞系列に遺伝子が導入されないようにするためにどのような措置を講じたか記載する。動物モデル実験を含め、標的細胞以外の細胞へ遺伝子が導入されたことがあるか記載する。また、導入された場合の予想される影響について記載する。

III 規格及び試験方法並びに製剤設計

(1) 遺伝子治療用医薬品原体の純度

- ・ 遺伝子治療用医薬品原体の純度に関して、生物学的及び化学的混入物の検出対象とした物質、その理由、用いた試験方法、検出感度並びに試験結果を記載する。予測される混入物に関するプロセスバリデーションを製造及び精製過程でどのように行ったかについても記載する。
- ・ 治療に直接関係しないが重大な生物学的又は免疫学的な活性を持つ産物(副産物)があれば記載する。

(2) 細菌、迷入ウイルス、マイコプラズマ、真菌等による汚染の可能性

- ・ 細菌、迷入ウイルス、マイコプラズマ、真菌等による汚染の可能性及びそれを阻止するために講じた措置を記載する。予測されるウイルス混入に関するプロセスバリデーションを行った場合には、どのように行ったかについても記載する。また、これらの検出に用いた試験方法、検出感度及び試験結果について記載する。

(3) エンドトキシン汚染の可能性

- ・ エンドトキシン汚染の可能性及びそれを阻止するために講じた措置を記載する。また、エンドトキシンの検出に用いた

試験方法、検出感度及び試験結果について記載する。採用した試験方法では、検体がエンドトキシンの検出を妨害しないことを確認する。

(4) 製剤化

- ・ 製剤化方法について詳細に記載する。製品の無菌性及び純度を確保するための方法を記載する。また、混入物及び分解物として検出対象とした物質、その理由、用いた試験方法、検出感度並びに試験結果を記載する。
- ・ 遺伝子治療用製剤として特殊な容器を用いる場合には、その内容を記載する。

(5) ロット間製造管理(規格及び試験方法)

- ・ 原体及び製剤について、ロット間製造管理の方法を記載する。適切な規格及び試験方法を設定し、その根拠を明らかにする。規格試験項目としては、例えば、①性状を記載する、②理化学的試験、生物学的試験及び免疫化学的試験等を目的に応じて用い、適切な確認試験を設定する、③不純物に関する限度試験及び有害汚染物質否定試験を行う、④導入遺伝子からの発現産物又は関連した産物及び機能について、可能な場合には、力価又はその程度を測定し、可能でない場合には、その他測定可能な指標を測定しておく、⑤生細胞を含む場合には、その生存率を定量し、許容限界を設定する、などが挙げられるが、製品ごとに最も適切な試験項目を設定することが重要である。
- ・ 設定の根拠を示すに当たって用いたロットの数の妥当性について述べる。

IV 安定性試験

- ・ 原体及び製剤について、適切な安定性試験を行い、貯法及び有効期限を設定する。設定根拠を明らかにする。その設定の根

抛を示すに当たって用いたロットの数の妥当性について述べる。

- 原体及び製剤について、必要があれば、貯法以外又は有効期限を越える保存について検討し、安定性の限界を確認しておく。
- 複数の製剤がある場合には、予備試験の結果から最も保存条件の影響を受けやすいと判断される製剤の製品について安定性試験を行い、その成績を予備試験成績とともに提出する。
- 製剤の経時変化による副産物の出現が認められる場合のみ、その活性(毒性等)を必要に応じて試験する。

## V 非臨床安全性試験

### (1) 増殖性ウイルス出現の可能性

- ウイルスベクターを使用する場合には、突然変異又は内在性レトロウイルス断片等との組換えにより増殖性ウイルスが出現する可能性はどの程度あるか、増殖性ウイルスの出現を阻止するために講じた措置及び増殖性ウイルスが出現した場合の対処方法について記載する。また、増殖性ウイルスの検出に用いた試験方法の概要、検出感度及び試験結果について記載する。

### (2) 細胞傷害性

- ウイルスベクター又は非ウイルスベクターの構成成分及び遺伝子導入法が直接的又は間接的に細胞又は組織に傷害を与える可能性について記載する。また、細胞傷害性を減じるために講じた処置について記載する。

### (3) 染色体への遺伝子組込み

- 細胞当たりのコピー数はどの程度か、導入遺伝子が染色体に組み込まれる場合には、組み込み位置は特定されているかなどについて記載する。これまでの実験で、遺伝子の組み込みにより細胞内遺伝子の活性化、不活性化及び変異が認めら

れたことがあるか記載する。

(4) 発現産物の異常発現に起因する安全性

- ・ 導入遺伝子からの発現産物が標的細胞及び個体に有害な影響を与える可能性について記載する。治療効果を得るために必要な発現量の安全域について記載する。遺伝子が過剰に発現した場合には、どのような副作用が予測されるか、また、患者をこれらの副作用から守る方法について記載する。

(5) がん原性

- ・ 当該遺伝子又は遺伝子導入法を使用したこれまでの実験で、その原因の如何を問わず細胞の増殖能の変化、腫瘍形成及びがん化の有無について記載する。

(6) 免疫原性

- ・ 導入遺伝子の発現産物及びベクターに含まれるタンパク質等による抗原性の賦与その他による望ましくない免疫反応を引き起こす可能性について記載する。
- ・ 適当な動物モデルが利用可能な場合、細胞供与側と受容側の抗原性の相違、移植された細胞に対する免疫又はアレルギー反応、治療の安全性に対するその影響の評価、自己免疫及び移植細胞－宿主間反応について記載する。

(7) 一般毒性試験

- ・ 製剤が試験するのに十分大量に製造された場合には、一般毒性試験を行い、結果を記載する。

VI 効能試験

(1) 培養細胞での遺伝子導入研究成果

① 実験計画の概要

- ・ 実験の目的及び実験計画の概要について記載する。また、標的細胞の特徴及び当該細胞を選んだ理由について明らかにする。この実験のどの部分が臨床試験を実施する上で参

考になるのかを明らかにする。

② 培養細胞における遺伝子の導入効率並びに導入遺伝子の構造及び安定性

- ・ 何パーセントの細胞に遺伝子が導入できたか、導入遺伝子のコピー数、存在様式及び構造について記載する。遺伝子の構造が変化しているものはどの程度あったか、一旦導入された遺伝子はどのくらいの期間まで細胞内に存在できることが確認できたか、その間構造の変化はなかったかについて明らかにする。

③ 培養細胞に導入された遺伝子の機能

- ・ 細胞に導入された遺伝子の発現効率及びその持続性について記載する。また、導入遺伝子からの生成物の生物活性についての解析結果について記載する。遺伝子発現産物がどのような様式及び状態で発現しているか(構造的特徴、膜結合型又は可溶化型等)について可能な範囲で記載する。遺伝子の発現が調節を受けるように計画されている場合には、調節がうまく働いているか記載する。遺伝子発現産物の合成速度及び分泌速度について記載する。

④ 培養細胞を用いた実験の評価

- ・ 遺伝子を導入することにより、期待された細胞フェノタイプの変化が認められたか明らかにする。その他実験中に認められた細胞の形態学的及び機能的変化について記載する。遺伝子導入を行った細胞が当初の目的とする生物活性(細胞傷害活性、幹細胞増殖性等)を保持していることを明らかにしておくこと。

(2) 実験動物での遺伝子導入研究成果

① 実験計画の概要

- ・ 実験の目的及び実験計画の概要を記載する。動物の種類及びその動物を選んだ理由を記載する。疾患モデル動物を

使った場合には、その由来及び特徴を明らかにする。また、動物モデル(トランスジェニック動物を含む)を使った場合には、人を対象とする臨床研究との類似点及び相違点について明らかにする。疾患モデル動物を使用しない場合には、動物実験により得られる情報と臨床研究との関連性について明らかにする。

② 実験動物における遺伝子の導入効率並びに導入遺伝子の構造及び安定性

- ・ 何パーセントの細胞に遺伝子が導入できたか、導入された遺伝子のコピー数、存在様式及び構造について記載する。遺伝子の構造が変化しているものはどの程度あったか記載する。また、一旦導入された遺伝子はどの位の期間まで細胞内に存在できることが確認できたか、その間、構造の変化はなかったか等について記載する。

③ 実験動物に導入された遺伝子の機能

- ・ 実験動物に導入された遺伝子の発現効率及び生成物の生物活性について記載する。経時的な発現量の変化についても記載する。遺伝子の発現が調節を受けるように計画されている場合には、調節がうまく働いているかを明らかにする。

④ 実験動物の評価

- ・ 遺伝子を導入することにより、期待された細胞フェノタイプの変化や期待された組織又は個体への影響が確認されたかについて記載する。その他実験中に認められた細胞レベル、組織レベル又は個体レベルの形態学的、機能的な変化について記載する。

VII 体内動態等

- ・ 遺伝子治療用医薬品又は遺伝子が導入された細胞の動物での

吸収、分布等体内動態に関する知見を記載する。

- ・ 実験動物内での遺伝子導入細胞の生存期間、また ex vivo で遺伝子が導入された細胞が特定の部位(組織等)に到達する必要がある場合には、当該細胞の in vivo での局在性を明らかにしておく。

#### VIII 非臨床試験結果等の総括

- ・ II から VII を総括し、現在の知見で遺伝子治療用医薬品の安全性が適切に確保されており、品質、安全性及び予想される有効性の面から臨床試験を行うことの正当性を記載する。

#### IX 遺伝子治療臨床試験の概要

##### (1) 適応症として選択した疾患

- ・ 対象疾患の病因、疫学、病態、臨床経過、治療法、予後等対象疾患に関して、現在得られている知見を簡潔に記載する。

##### (2) 遺伝子治療臨床試験計画

- ・ 遺伝子治療臨床試験を含め、被験者に対して行われるすべての治療内容を記載する。

##### (3) 遺伝子治療臨床試験実施の正当性

- ・ 遺伝子治療用医薬品により、どのような機序で治療効果が得られるのかを明らかにする。また、遺伝子の発現制御の必要性の有無、必要ない場合にはその理由を明らかにする。既存の治療法と比べて優れていると考えられる点及び劣っていると考えられる点を踏まえ、遺伝子治療を行うべき理由を記載する。

##### (4) 遺伝子治療臨床試験実施施設

- ・ 施設名及び当該施設が本臨床試験を行うのに十分な施設・体制を持つことを説明する。

##### (5) 被験者の選択基準及び除外基準

・ 年間推定患者数、対象患者が多い場合には選択法及び除外基準について記載する。

(6) 被験者の同意の取得方法

・ インフォームド・コンセントの実施方法について記載する。

(7) 目標症例数及び実施期間

・ 必要とする症例数及び実施期間並びにその根拠について記載する。

(8) 実施方法

・ 遺伝子治療臨床研究の具体的な実施方法について記載する。

(9) 患者フォロー予定

・ 患者に投与されたベクター、遺伝子又は遺伝子が導入された細胞の生体内分布、遺伝子及び細胞の生存

・ 機能発現期間、増殖性ウイルスや投与による随伴症状等の、場合によっては生涯にわたる観察予定を記載する。

(10) 患者以外への遺伝子導入の可能性

・ 患者に投与した遺伝子が、周囲の患者以外の人に導入される可能性について記載する。また、患者が妊娠した場合に、患者に投与した遺伝子が胎児に導入される可能性について記載する。

(11) 倫理的配慮

・ 遺伝子治療臨床試験の実施に当たり、配慮すべき患者等への倫理的事項について記載する。治験審査委員会における審査の過程及び結果、運営等の規則を示す書類を提出すること。

X 製造施設・設備

(1) 位置

・ 製造所の平面図と作業区域の位置を図示する。なお、製品等の保管場所や試験検査を行う場所も記載する。

(2) 構造・設備

- ・ 作業区域の平面図及び遺伝子治療用医薬品の製造に用いる主要設備・装置について記載する。

(別紙2) (略)

(別紙3) (略)

(別紙様式1)

レギュラトリーサイエンス戦略相談 事前面談 質問申込書

(元号) 年 月 日

相談対象		<input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 医療機器 (体外診断用医薬品を含む) <input type="checkbox"/> 再生医療等製品
申込者名		
連絡先	申込担当氏名	
	所属部署名	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	
	電子メールアドレス	
他の面談出席者と所属部署名		
担当分野		
[質問事項]		
表題		
1.		
2.		

(別紙様式1)

レギュラトリーサイエンス戦略相談 事前面談 質問申込書

(元号) 年 月 日

相談対象		<input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 医療機器 (体外診断用医薬品を含む) <input type="checkbox"/> 再生医療等製品
申込者名		
連絡先	申込担当氏名	
	所属部署名	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	
	(新設)	
他の面談出席者と所属部署名		
担当分野		
[質問事項]		
表題		
1.		
2.		

実施希望場所 (いずれかに○)	東京 ・ 大阪 (関西支部)
事前面談希望日	
<p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) の採択課題に係る相談であって、AMEDにおける課題採択に当たってAMEDが付した条件を踏まえ、AMEDにおける研究課題の進捗管理のため、本面談に係る関連情報を適切な情報管理の下、AMEDと機構が共有することに同意する場合は、AMED課題管理番号を記載してください。</p>	
今回の品目で 以前に受けた相談	対面助言の受付番号： 事前面談、個別面談又はR S 総合相談の実施年月日：
備考	

(注意)

1・2 (略)

3 申込書の記入要領は以下のとおり。

(1)・(2) (略)

(3) 担当分野欄

「レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱」の別紙2「新医薬品、医療機器及び再生医療等製品の分野」から、該当する分野を選んで記入してください。

(4)～(8) (略)

実施希望場所 (いずれかに○)	東京 ・ 大阪 (関西支部)
事前面談希望日	
<p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) の採択課題に係る相談であって、AMEDにおける課題採択に当たってAMEDが付した条件を踏まえ、AMEDにおける研究課題の進捗管理のため、本面談に係る関連情報を適切な情報管理の下、AMEDと機構が共有することに同意する場合は、AMED課題管理番号を記載してください。</p>	
今回の品目で 以前に受けた相談	対面助言の受付番号： 事前面談、個別面談又はR S 総合相談の実施年月日：
備考	

(注意)

1・2 (略)

3 申込書の記入要領は以下のとおり。

(1)・(2) (略)

(3) 担当分野欄

「レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱」の別紙3「新医薬品、医療機器及び再生医療等製品の分野」から、該当する分野を選んで記入してください。

(4)～(8) (略)

(別添1)  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書  
実施細則（平成16年細則第4号）の様式第28号

医薬品戦略相談対面助言申込書

処理欄

担当分野	
被験薬の名称又は識別記号（成分記号）	
予定される一般名称等 （医薬品の成分名）	
投与経路／剤形	
品質及び安定性等に関する情報	
予定される薬効分類	
予定される効能又は効果	
予定される治験の目的	
手数料の区分	<input type="checkbox"/> 医薬品戦略相談 <input type="checkbox"/> 医薬品戦略相談（別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業）
相談内容の概略	
相談内容の種類	
治験実施計画作成時に助言を得た専門家の氏名及び所属	
同一医薬品についての過去の <u>事前</u> 面談、 <u>対面</u> 助言（治験相談等を含む）	

(別添1)  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書  
実施細則（平成16年細則第4号）の様式第28号

医薬品戦略相談対面助言申込書

処理欄

担当分野	
被験薬の名称又は識別記号（成分記号）	
予定される一般名称等 （医薬品の成分名）	
投与経路／剤形	
品質及び安定性等に関する情報	
予定される薬効分類	
予定される効能又は効果	
予定される治験の目的	
手数料の区分	<input type="checkbox"/> 医薬品戦略相談 <input type="checkbox"/> 医薬品戦略相談（別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業）
相談内容の概略	
相談内容の種類	
治験実施計画作成時に助言を得た専門家の氏名及び所属	
同一医薬品についての過去の <u>対面</u> 助言（治験相談等を含む）	

主要先進国における承認状況	
添付資料一覧	
本申込みの担当者氏名、所属及び連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）	
相談記録等の送付先の宛名及び住所	〒 -
<p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の採択課題に係る相談であって、AMEDにおける課題採択に当たってAMEDが付した条件を踏まえ、AMEDにおける研究課題の進捗管理のため、対面助言の記録（議事録）及び関連情報を適切な情報管理の下、AMEDと機構が共有することに同意する場合は、AMED課題管理番号を記載してください。</p>	
備考	
<p>上記により対面助言を申し込みます。          (元号) 年 月 日          住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）          氏名（法人にあっては、名称並びに代表者の役職名及び氏名）          (業者コード )</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構          審査センター長 殿</p> <p>(注意)          1・2 (略)          3 申込書の記入要領は以下のとおり。          (1) 担当分野欄          「レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱」の別紙2「新医薬品、医療機器及び再生医療等製品の分野」から、</p>	

主要先進国における承認状況	
添付資料一覧	
本申込みの担当者氏名、所属及び連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）	
相談記録等の送付先の宛名及び住所	(新設)
<p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の採択課題に係る相談であって、AMEDにおける課題採択に当たってAMEDが付した条件を踏まえ、AMEDにおける研究課題の進捗管理のため、対面助言の記録（議事録）及び関連情報を適切な情報管理の下、AMEDと機構が共有することに同意する場合は、AMED課題管理番号を記載してください。</p>	
備考	
<p>上記により対面助言を申し込みます。          (元号) 年 月 日          住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）          氏名（法人にあっては、名称並びに代表者の役職名及び氏名）          (業者コード )</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構          審査センター長 殿</p> <p>(注意)          1・2 (略)          3 申込書の記入要領は以下のとおり。          (1) 担当分野欄          「レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱」の別紙3「新医薬品、医療機器及び再生医療等製品の分野」から、</p>	

<p>該当する分野を選んで記入してください。</p> <p>(2) ~ (12) (略)</p> <p>(13) 同一医薬品についての過去の<u>事前面談</u>、<u>対面助言</u> (治験相談等を含む) 欄</p> <p>(以下略)</p>	<p>該当する分野を選んで記入してください。</p> <p>(2) ~ (12) (略)</p> <p>(13) 同一医薬品についての過去の対面助言 (治験相談等を含む) 欄</p> <p>(以下略)</p>
---	--

(別添2)  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書  
実施細則（平成16年細則第4号）の様式第29号

医療機器戦略相談対面助言申込書

処理欄

相談対象	<input type="checkbox"/> 医療機器 <input type="checkbox"/> 体外診断用医薬品
担当分野	
類別	
被験物の名称及び識別記号	
予定される一般的名称	
予定されるクラス分類	
予定される性能、使用目的、 効能又は効果	
予定される治験等の目的	
手数料の区分	<input type="checkbox"/> 医療機器戦略相談 <input type="checkbox"/> 医療機器戦略相談（別に定める 要件を満たす大学・研究機関、ベ ンチャー企業）
相談内容の概略	
治験等の実施計画作成時に 助言を得た専門家の氏名及 び所属	
同一被験物についての過去の <u>事前面談、対面助言</u>	
主要先進国における承認 (認証) 状況	

(別添2)  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書  
実施細則（平成16年細則第4号）の様式第29号

医療機器戦略相談対面助言申込書

処理欄

相談対象	<input type="checkbox"/> 医療機器 <input type="checkbox"/> 体外診断用医薬品
担当分野	
類別	
被験物の名称及び識別記号	
予定される一般的名称	
予定されるクラス分類	
予定される性能、使用目的、 効能又は効果	
予定される治験等の目的	
手数料の区分	<input type="checkbox"/> 医療機器戦略相談 <input type="checkbox"/> 医療機器戦略相談（別に定める 要件を満たす大学・研究機関、ベ ンチャー企業）
相談内容の概略	
治験等の実施計画作成時に 助言を得た専門家の氏名及 び所属	
同一被験物についての過去の <u>対面助言等</u>	
主要先進国における承認 (認証) 状況	

添付資料一覧	
本申込みの担当者氏名、所属及び連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）	
相談記録等の送付先の宛名及び住所	〒 -
国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の採択課題に係る相談であって、AMEDにおける課題採択に当たってAMEDが付した条件を踏まえ、AMEDにおける研究課題の進捗管理のため、対面助言の記録（議事録）及び関連情報を適切な情報管理の下、AMEDと機構が共有することに同意する場合は、AMED課題管理番号を記載してください。	
備 考	
上記により対面助言を申し込みます。 （元号） 年 月 日 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称並びに代表者の役職名及び氏名） （業者コード ） 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査センター長 殿  （注意） 1・2 （略） 3 申込書の記入要領は以下のとおり。 （1）（略） （2）担当分野欄 「レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱」の別紙2「新医薬品、医療機器及び再生医療等製品の分野」から、	

添付資料一覧	
本申込みの担当者氏名、所属及び連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）	
（新設）	
国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の採択課題に係る相談であって、AMEDにおける課題採択に当たってAMEDが付した条件を踏まえ、AMEDにおける研究課題の進捗管理のため、対面助言の記録（議事録）及び関連情報を適切な情報管理の下、AMEDと機構が共有することに同意する場合は、AMED課題管理番号を記載してください。	
備 考	
上記により対面助言を申し込みます。 （元号） 年 月 日 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称並びに代表者の役職名及び氏名） （業者コード ） 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 審査センター長 殿  （注意） 1・2 （略） 3 申込書の記入要領は以下のとおり。 （1）（略） （2）担当分野欄 「レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱」の別紙3「新医薬品、医療機器及び再生医療等製品の分野」から、	

該当する分野を選んで記入してください。

(3) ~ (10) (略)

(11) 同一被験物についての過去の事前面談、対面助言欄  
(以下略)

該当する分野を選んで記入してください。

(3) ~ (10) (略)

(11) 同一被験物についての過去の対面助言欄  
(以下略)

(別添3)  
 独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書  
 実施細則（平成16年細則第4号）の様式第30号

再生医療等製品戦略相談対面助言申込書

処理欄

担当分野	
被験製品の名称又は識別記号	
予定される類別	
構成細胞及び導入遺伝子の名称	
用法又は使用方法の概要	
予定される効能、効果又は性能	
予定される治験の目的	
手数料の区分	<input type="checkbox"/> 再生医療等製品戦略相談 <input type="checkbox"/> 再生医療等製品戦略相談 （別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業）
相談内容の概略	
相談内容の種類	
治験実施計画作成時に助言を得た専門家の氏名及び所属	
同一被験製品についての過去の事前面談、対面助言（治験相談等を含む）	
特定細胞加工物等としての臨床使用実績の有無	
海外における承認状況	

(別添3)  
 独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書  
 実施細則（平成16年細則第4号）の様式第30号

再生医療等製品戦略相談対面助言申込書

処理欄

担当分野	
被験製品の名称又は識別記号	
予定される類別	
構成細胞及び導入遺伝子の名称	
用法又は使用方法の概要	
予定される効能、効果又は性能	
予定される治験の目的	
手数料の区分	<input type="checkbox"/> 再生医療等製品戦略相談 <input type="checkbox"/> 再生医療等製品戦略相談 （別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業）
相談内容の概略	
相談内容の種類	
治験実施計画作成時に助言を得た専門家の氏名及び所属	
同一被験製品についての過去の対面助言（治験相談等を含む）	
特定細胞加工物等としての臨床使用実績の有無	
海外における承認状況	

添付資料一覧	
本申込みの担当者氏名、所属及び連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）	
相談記録等の送付先の宛名及び住所	〒 -
<p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の採択課題に係る相談であって、AMEDにおける課題採択に当たってAMEDが付した条件を踏まえ、AMEDにおける研究課題の進捗管理のため、対面助言の記録（議事録）及び関連情報を適切な情報管理の下、AMEDと機構が共有することに同意する場合は、AMED課題管理番号を記載してください。</p>	
備 考	
<p>上記により対面助言を申し込みます。          (元号) 年 月 日          住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）          氏名（法人にあっては、名称並びに代表者の役職名及び氏名）          （業者コード ）</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構          審査センター長 殿</p> <p>(注意)          1・2 (略)          3 申込書の記入要領は以下のとおり。          (1) 担当分野欄          「レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱」の別紙2「新医薬品、医療機器及び再生医療等製品の分野」から、該当する分野を選んで記入してください。</p>	

添付資料一覧	
本申込みの担当者氏名、所属及び連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）	
(新設)	
<p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の採択課題に係る相談であって、AMEDにおける課題採択に当たってAMEDが付した条件を踏まえ、AMEDにおける研究課題の進捗管理のため、対面助言の記録（議事録）及び関連情報を適切な情報管理の下、AMEDと機構が共有することに同意する場合は、AMED課題管理番号を記載してください。</p>	
備 考	
<p>上記により対面助言を申し込みます。          (元号) 年 月 日          住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）          氏名（法人にあっては、名称並びに代表者の役職名及び氏名）          （業者コード ）</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構          審査センター長 殿</p> <p>(注意)          1・2 (略)          3 申込書の記入要領は以下のとおり。          (1) 担当分野欄          「レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱」の別紙3「新医薬品、医療機器及び再生医療等製品の分野」から、該当する分野を選んで記入してください。</p>	

<p>(2) ~ (11) (略)</p> <p>(12) 同一被験製品についての過去の<u>事前面談</u>、対面助言（治験相談等を含む）欄 (以下略)</p>	<p>(2) ~ (11) (略)</p> <p>(12) 同一被験製品についての過去の対面助言（治験相談等を含む）欄 (以下略)</p>
---	---

(別添4)  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書  
実施細則（平成16年細則第4号）の様式第31号

再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談  
対面助言申込書

相談対象	<input type="checkbox"/> 再生医療等製品 <input type="checkbox"/> その他
担当分野	
被験製品の名称又は識別記号	
予定される類別	
構成細胞及び導入遺伝子の名称	
用法又は使用方法の概要	
予定される効能、効果又は性能	
手数料の区分	<input type="checkbox"/> 再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談 <input type="checkbox"/> 再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談（別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業） <input type="checkbox"/> <u>再生医療等製品等の品質及び安全性に係る追加相談</u>
相談内容の概略	
相談資料作成時に助言を得た専門家の氏名及び所属	
同一被験製品についての過去の事前面談、対面助言（治験相	

処理欄

(別添4)  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書  
実施細則（平成16年細則第4号）の様式第31号

再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談  
対面助言申込書

相談対象	<input type="checkbox"/> 再生医療等製品 <input type="checkbox"/> その他
担当分野	
被験製品の名称又は識別記号	
予定される類別	
構成細胞及び導入遺伝子の名称	
用法又は使用方法の概要	
予定される効能、効果又は性能	
手数料の区分	<input type="checkbox"/> 再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談 <input type="checkbox"/> 再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談（別に定める要件を満たす大学・研究機関、ベンチャー企業） <u>(新設)</u>
相談内容の概略	
相談資料作成時に助言を得た専門家の氏名及び所属	
同一被験製品についての過去の対面助言（治験相談等を含	

処理欄

談等を含む)	
特定細胞加工物等としての臨床使用実績の有無	
海外における承認状況	
添付資料一覧	
本申込みの担当者氏名、所属及び連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）	
相談記録等の送付先の宛名及び住所	〒 _____
国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の採択課題に係る相談であって、AMEDにおける課題採択に当たってAMEDが付した条件を踏まえ、AMEDにおける研究課題の進捗管理のため、対面助言の記録（議事録）及び関連情報を適切な情報管理の下、AMEDと機構が共有することに同意する場合は、AMED課題管理番号を記載してください。	
備 考	

上記により対面助言を申し込みます。  
 (元号) 年 月 日  
 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
 氏名（法人にあっては、名称並びに代表者の役職名及び氏名）  
 （業者コード \_\_\_\_\_）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
 審査センター長 殿

(注意)  
 1・2 (略)

む)	
特定細胞加工物等としての臨床使用実績の有無	
海外における承認状況	
添付資料一覧	
本申込みの担当者氏名、所属及び連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）	
(新設)	
国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の採択課題に係る相談であって、AMEDにおける課題採択に当たってAMEDが付した条件を踏まえ、AMEDにおける研究課題の進捗管理のため、対面助言の記録（議事録）及び関連情報を適切な情報管理の下、AMEDと機構が共有することに同意する場合は、AMED課題管理番号を記載してください。	
備 考	

上記により対面助言を申し込みます。  
 (元号) 年 月 日  
 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）  
 氏名（法人にあっては、名称並びに代表者の役職名及び氏名）  
 （業者コード \_\_\_\_\_）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
 審査センター長 殿

(注意)  
 1・2 (略)

3 申込書の記入要領は以下のとおり。

(1) (略)

(2) 担当分野欄

「レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱」の別紙2「新医薬品、医療機器及び再生医療等製品の分野」から、該当する分野を選んで記入してください。

(3) ～ (10) (略)

(11) 同一被験製品についての過去の事前面談、対面助言（治験相談等を含む）欄  
(以下略)

3 申込書の記入要領は以下のとおり。

(1) (略)

(2) 担当分野欄

「レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱」の別紙3「新医薬品、医療機器及び再生医療等製品の分野」から、該当する分野を選んで記入してください。

(3) ～ (10) (略)

(11) 同一被験製品についての過去の対面助言（治験相談等を含む）欄  
(以下略)

(別添5) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書実施細則（平成16年細則第4号）の様式第32号  開発計画等戦略相談対面助言申込書		処理欄 <input type="checkbox"/>	(別添5) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書実施細則（平成16年細則第4号）の様式第32号  開発計画等戦略相談対面助言申込書		処理欄 <input type="checkbox"/>
相談対象	<input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 医療機器 <input type="checkbox"/> 体外診断用医薬品 <input type="checkbox"/> 再生医療等製品	相談対象	<input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 医療機器 <input type="checkbox"/> 体外診断用医薬品 <input type="checkbox"/> 再生医療等製品		
相談申込者（法人にあっては名称）		相談申込者（法人にあっては名称）			
相談担当者氏名、所属及び連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）		相談担当者氏名、所属及び連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）			
他の面談出席者（氏名・所属）		他の面談出席者（氏名・所属）			
担当分野		担当分野			
被験物の名称又は治験成分記号		被験物の名称又は治験成分記号			
相談内容（表題）		相談内容（表題）			
相談内容（相談内容）		相談内容（相談内容）			
対面助言希望日		対面助言希望日			
国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の採択課題に係る相談であって、AMEDにおける課題採択に当たってAMEDが付した条件を踏まえ、AMEDにおける研究課題の進捗管理のため、対面助言の記録（議事録）及び関連情報を適切な情報管理の下、AMEDと機構が共有することに同意する場合は、AMED課題管理番号を記載してください。		国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の採択課題に係る相談であって、AMEDにおける課題採択に当たってAMEDが付した条件を踏まえ、AMEDにおける研究課題の進捗管理のため、対面助言の記録（議事録）及び関連情報を適切な情報管理の下、AMEDと機構が共有することに同意する場合は、AMED課題管理番号を記載してください。			

備考		備考	
<p>上記により対面助言を申し込みます。  (元号) 年 月 日</p> <p>住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  氏名 (法人にあつては、名称並びに代表者の役職名及び氏名)  (業者コード )</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構  審査センター長 殿</p> <p>(注意)  1・2 (略)  3 申込書の記入要領は以下のとおり。  (1)・(2) (略)  (3) 担当分野欄  「レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱」の  別紙2「新医薬品、医療機器及び再生医療等製品の分野」から、  該当する分野を選んで記入してください。  (4)～(6) (略)</p>		<p>上記により対面助言を申し込みます。  (元号) 年 月 日</p> <p>住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  氏名 (法人にあつては、名称並びに代表者の役職名及び氏名)  (業者コード )</p> <p>独立行政法人医薬品医療機器総合機構  審査センター長 殿</p> <p>(注意)  1・2 (略)  3 申込書記入要領は以下のとおり。  (1)・(2) (略)  (3) 担当分野欄  「レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱」の  別紙3「新医薬品、医療機器及び再生医療等製品の分野」から、  該当する分野を選んで記入してください。  (4)～(6) (略)</p>	

(別添6)  
 独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書  
 実施細則（平成16年細則第4号）の様式第36号  
 レギュラトリーサイエンス戦略相談における関西支部テレビ  
 会議システム利用申込書  
 (元号) 年 月 日

申込者名		
連 絡 先	申込責任者名	
	所属部署名	
	電話番号	( ) —
	ファクシミリ番号	( ) —
	電子メールアドレス	
相談区分	<input type="checkbox"/> 医薬品戦略相談対面助言 <input type="checkbox"/> 医療機器戦略相談対面助言 <input type="checkbox"/> 再生医療等製品戦略相談対面助言 <input type="checkbox"/> 再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談 <input type="checkbox"/> <u>再生医療等製品等の品質及び安全性に係る追加相談</u> <input type="checkbox"/> 開発計画等戦略相談対面助言	
申込書提出日		
受付番号		
治験成分記号、被験物の名称又は識別記号		
同時通訳設備の利用希望		<input type="checkbox"/> あり（外国人及び通訳者の参加会場： <input type="checkbox"/> 東京 <input type="checkbox"/> 大阪） <input type="checkbox"/> なし

(別添6)  
 独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等業務関係業務方法書  
 実施細則（平成16年細則第4号）の様式第36号  
 レギュラトリーサイエンス戦略相談における関西支部テレビ  
 会議システム利用申込書  
 (元号) 年 月 日

申込者名		
連 絡 先	申込責任者名	
	所属部署名	
	電話番号	( ) —
	ファクシミリ番号	( ) —
	<u>(新設)</u>	
相談区分	<input type="checkbox"/> 医薬品戦略相談対面助言 <input type="checkbox"/> 医療機器戦略相談対面助言 <input type="checkbox"/> 再生医療等製品戦略相談対面助言 <input type="checkbox"/> 再生医療等製品等の品質及び安全性に係る相談 <input type="checkbox"/> <u>(新設)</u> <input type="checkbox"/> 開発計画等戦略相談対面助言	
申込書提出日		
受付番号		
治験成分記号、被験物の名称又は識別記号		
同時通訳設備の利用希望		<input type="checkbox"/> あり（外国人及び通訳者の参加会場： <input type="checkbox"/> 東京 <input type="checkbox"/> 大阪） <input type="checkbox"/> なし

備 考		備 考	
<p>*事前面談は、関西支部テレビ会議システムを利用することはできません。なお、従来どおり、Web会議システムを利用した事前面談は実施可能です（無料）。</p> <p>(以下略)</p>		<p>*事前面談は、関西支部テレビ会議システムを利用することはできません。なお、従来どおり、Web会議システムを利用した事前面談は実施可能です（無料）。</p> <p>(以下略)</p>	